

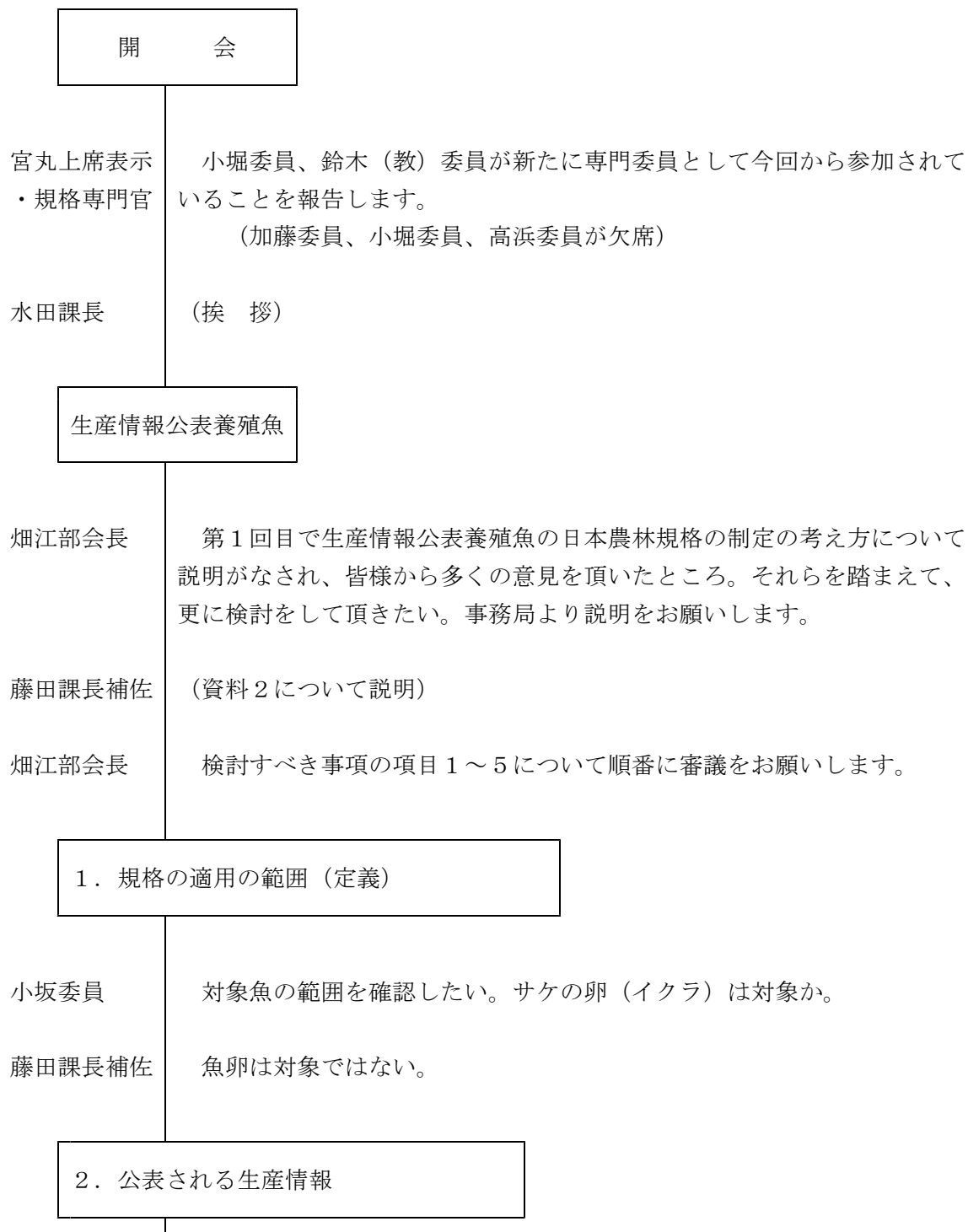
農林物資規格調査会部会議事概要

日時：平成18年6月21日（水）

14：00～16：00

場所：農林水産省第2特別会議室

○議題：生産情報公表養殖魚の日本農林規格の制定について（第2回）



畑江部会長	前は種苗の種類について消費者団体の方からご意見があったが、事務局案で良いか。
長谷川委員	3倍体種苗について、インターネットで調べたところ相当数がヒットし、カキやサケ、ヒラメで進んでいるようなイメージを持った。平成6年～10年で多かったが、現在は観光用しかないのか。
武田課長補佐	ホームページ上に多く載っているというのは、さけ、ますの研究開発の結果が公表されているからではないかと思われる。平成10年以前は盛んに研究されていたが、実際商業用としては一部の観光地で特産品としての消費形態しか見られない。一般の養殖業者が販売目的で養殖している現状はない。
畑江部会長	養殖関係業界の方でご意見を頂きたい。
鈴木(秀)委員	特にマス類で10年前くらいに3倍体魚の研究が行われて、一部養殖に回された時期はあった。3倍体魚は卵を持たないので早く成長するが、現状としては日本で養殖されているニジマスは卵を持つ前に出荷されるので、3倍体を用いるメリットがなくて普及しなかった。
河道前委員	養殖場の所在地の確認だが、消費者は〇〇地先水面よりも〇〇海上や〇〇沖の方がわかりやすいのではないかと。 また、(3) 養殖を開始した年月日で、給餌を開始した年月日を養殖開始としているが、給餌を開始する前にいけすに入れておく期間はないのか。
藤田課長補佐	地先水面とは、養殖場は湾だけとは限らないことがあるので、地先水面とした。他の法令でこの用語を用いている事例があったため、これを参考にした。 養殖を開始した年月日では、給餌する前の期間はえさを食べないので、いけすに入れたとしてもそんなに長い期間でないという認識を持っている。
畑江部会長	種苗について専門の方のご意見を頂きたい。
稲垣委員	漁獲した天然種苗はまだ小さく、餌を与えないと死んでしまうので、給餌を開始した時点を養殖開始とするのは適切と思う。人工種苗の場合、いけすに入れる前はプランクトンを食べさせたりするので、種苗の由来の中で補足説明すればよいと考える。
徳永委員	この養殖魚の規格では、規模の大きい養殖業者だけが対象なのか。

藤田課長補佐	養殖業者の規模は関係ない。
栗生委員	種苗の種類で、人工種苗と天然種苗の混じったものはこの規格の対象となるのか。
藤田課長補佐	ブリは基本的に天然種苗、マダイは人工種苗になる。アユでは両方あるが、時期がずれるので基本的には混じらない。養殖途中で生育にバラツキがでるため、最後の出荷段階で混ぜることがあると聞いている。その場合は人工種苗と天然種苗が混ざっていますという情報を出して頂く。
濱田委員	地先水面の補足だが、〇〇湾よりも限定された漁業権に基づく海の住所と考えて頂きたい。例えば鹿児島県の錦江湾では漁協がいくつもあり、地先水面で表示している。 資料2の養殖魚に関する情報(6)天然種苗の場合で、漁獲場所や広範囲に回遊する魚は、何をイメージしているのか説明頂きたい。
藤田課長補佐	漁獲場所は水産物の生鮮食品品質表示基準における原産地の記載方法を参考にしている。広範囲に回遊する魚としては、マグロをイメージしている。
濱田委員	天然種苗の漁獲場所を消費者に示すねらいは国産種苗か外国産種苗かをきちんと区別する点だと思うので、太平洋やインド洋のような広範囲よりも日本近海のほうが分かりやすいのではないかと。
畑江部会長	外国産の種苗とは、外国で採取して日本に持ってくるものか。
濱田委員	そのとおり。
内藤委員	日本近海では外国船が種苗を捕ることはないのか。
濱田委員	200 海里規制があり、不可能。マグロも日本の沿岸で取られており、日本の船が遠いところで稚魚を捕り、それを長時間生きたまま移送することは現在の技術では考えられない。
武田課長補佐	200 海里内では外国漁船は操業できないし、操業する際は日本政府と協議し、許可を受けた外国漁船だけが操業できる。クロマグロの例だと、種苗は境港沖、高知沖等で捕っているが、引き縄釣りという漁法で小型漁船で取っているため、外国漁船が日本沿岸で稚魚を捕ることは現実的ではない。

稲垣委員	消費者の立場では、種苗が国産か外国産かの公表が必要だと思う。カンパチ種苗では、ほとんどが中国の沿岸域で漁獲され、その他はベトナムの沿岸域、日本の太平洋岸等だけであり、消費者にはどこで捕れた種苗か示せると思う。国産は地先水面で公表する方が分かりやすく、消費者の安心感につながる。太平洋、日本海、インド洋等では広すぎて消費者にとっては不親切なのではないか。
内藤委員	種苗が国産か輸入かを考えていなかったのでびっくりしている。例えば〇〇県沿岸とか書いていただければわかりやすい。
栗生委員	近海や遠洋等は不適切に思う。公表内容は消費者が理解できる範囲のものにして欲しい。
河道前委員	マグロの場合いろいろな国の種苗を混ぜているのか。
稲垣委員	生きた状態でいけすまで運ばなければならないため、捕って一昼夜以上輸送することは不可能。日本沿岸で取れた種苗しか使用できない。
小坂委員	第1回の部会で参考資料として提出された(社)全国海水養殖協会のパンフレットに、外国産種苗はカンパチ、スズキ、イサキ等と書いてあるのであれば、当然公開情報に入れるべき。
畑江部会長	カンパチは日本、中国、ベトナムで漁獲された種苗で、品質は違うのか。
稲垣委員	カンパチは、遺伝的にはアジア各国では、ほぼ同一種であった。オーストラリア近海のものは別種だが、種苗は国内に入っていない。
水田課長	天然種苗の漁獲場所で、太平洋、インド洋ではかなり広いので限定が出来ないかという点と、国産と外国産の種苗をはっきりしてほしいという意見について事務局で整理して次回までにご提案したい。
濱田委員	種苗は限られた期間しかとれず、大量捕獲できないため、大きな船では採算が合わない。小規模零細企業が適している。
長谷川委員	種苗業者の形態、規模、仕組みがわからないので、次回説明してほしい。
石塚委員	消費者に近くで接する小売業者の意見として、消費者の関心が高いのは、マグロである。ヒラメやカンパチは産地によって微妙に品質が違う。寄生虫問題も含め、安心してちゃんと養殖しているところが分かったら良いと思う。

徳永委員	成魚は遠洋物の外国産はあると思うが、種苗は稚魚は日本近海でしか捕れないと聞いているので、国産にこだわって近海の地名を書いてほしい。
河道前委員	飼料の名称の表示について、商品名から内容が分かればいいが、メーカー名も公表すべき。
藤田課長補佐	養殖業者の方の意見はどうか。
稲垣委員	養殖業者は、飼料の名称についてどのメーカーの何という商品名のものを使ったかは公表できる。飼料の個々の成分についてホームページ等に記載するのは煩雑になってしまう。
河道前委員	商品名から容易に中身が分かるのか。
鈴木(秀)委員	配合飼料については、成分表示が各袋に付いているが、ホームページに 入力するにはかなりの情報量があり、手間がかかる。飼料メーカーからもらったデータをそのままホームページに貼り付けるのはできるが、中身について更に質問された場合には、養殖業者は大変である。
水田課長	河道前委員のご質問は、商品名だけの公表では何が入っているか調べにくいので、例えば商品名＋メーカー名などの公表は出来ないかという趣旨と思われるが、養殖関係の専門委員の御意見をお聞きしたい。
稲垣委員	メーカー名＋商品名を公表することは可能と思う。飼料協会からの飼料内容データをもっているが、量が莫大であり、一つの魚を育てるのに稚魚期から成魚まで、地域によっても必要な栄養素が違うので、何10種類にもなる。100種程度であれば商品の成分内容はホームページで公表できるので、これをもう少し広げれば出来るのではないか。飼料メーカーの情報公開にかかっている。
小坂委員	ビタミンE等はすでに飼料としてモイストペレットの中に入っているのに、脂溶性ビタミンの過剰摂取の例があるので必須項目にしないことにするのは疑問がある。
畑江部会長	食品衛生法第11条についての説明をお願いします。ビタミンEは必須にしないのはなぜか。
小嶋課長補佐	餌の話と医薬品の話が混ざっていると思う。
小坂委員	医薬品についてビタミンEを除く説明はあったが、給餌した飼料の中に

	もビタミンEを添加した場合、商品名を公表することになるとわからないのではないか。
小嶋課長補佐	医薬品としてのビタミン剤は欠乏症の予防や治療に使われ、飼料に添加するのは栄養補助のために入れている。餌の成分として入っている場合は表示されることになっている。
鈴木(秀)委員	配合飼料の表示には表示義務があるのでビタミンEはちゃんと書いてある。飼料については、商品名からビタミンEが使われているかどうかわかる。
堀江委員	畜産物については1頭あたりの飼養面積が決められていたと思う。養殖魚については、いけすに何匹という規定はできないと思うが、いっぱいに入れば酸素濃度が減ってくると思うので、酸素濃度で養殖密度の状況を示す公表事項は必要ないのか。
武田課長補佐	海水魚も淡水魚も養殖密度を上げても酸素不足はなかなか発生しないが、詰め込みすぎは病気が発生するし、大きくなれないので、業者できちんと管理している。
水田課長	地鶏肉のJAS規格、有機畜産のJAS規格では飼育密度の制限があるが、生産情報公表JAS規格では牛、豚についても制限は入っていない。
濱田委員	出荷形態の公表について整理したいので、「どのように管理されているか把握出来ない」という点を具体的に教えてほしい。
藤田課長補佐	養殖業者は鮮魚又は活魚で出荷されるところまでは自ら管理しているが、その後の流通過程に入った後は責任はとれないので、公表事項にはしていない。
濱田委員	活魚は流通に時間がかかるので、同日に出荷されても、鮮魚の形態の方が消費者の手元の届くのが早くなる。活魚の方が新鮮なのに養殖魚の水揚げ年月日が古くなるのはしょうがないのか。
藤田課長補佐	仮に活魚で出荷しても流通過程ですぐに締めることも考えられるので、養殖業者が責任を持って公表できる範囲とする。
濱田委員	出荷形態の情報は公表しないということなので、活魚の出荷は2割くらいあり、その情報は公表されないという問題点があることを指摘したい。

畑江部会長	出荷形態は生産情報公表養殖魚 J A S 規格の範囲外と考える。
3. 生産情報の公表単位（識別番号）	
河道前委員	公表単位は具体的にどこまでの可能性が高いのか。
藤田課長補佐	基本的には出荷いけす単位である。
4. 生産情報の記録・保管・公表の基準	
(意見なし)	
5. 品質に関する表示の基準	
宮地委員	表示方法の(1)名称について、一般名称に近接すると書いてあり、(2)と(3)は、その他見やすい場所に記載することとされているが、シールでもよいのか。識別番号を記載する場合、ロット単位の番号を付けるので、産地毎に同じ番号が出てくる可能性がある。
藤田課長補佐	シールでもかまわない。生産行程管理者は重複しないように識別番号を付けなくてはならない。
宮地委員	生産行程管理者単位で番号を付けているので、別々の管理者が同じ番号を付けることはないのか。
水田課長	異なった生産行程管理者で同じ番号が付くことはあり得る。ただし生産情報公表豚肉、農産物でも同じだが、情報元が違うので、同じ識別番号でもホームページアドレスが異なり、違った情報が出る。牛肉の場合は、トレーサビリティ法の個体識別番号を使っているので、日本国内で同じ識別番号はない。
稲垣委員	表示禁止事項で、矛盾する用語とあるが何か事例はあるのか。
水田課長	例えば、人工種苗なのに、商品の表示には天然種苗と書いてあると

た虚偽表示はだめということ。

そ の 他

熊代委員	消費者としては、貝類やエビも今後規格に入れて欲しい。
畑江部会長	それには、生産情報公表 J A S 規格について、消費者が関心を持つことが必要で、もっと普及すると次に進むのではないかな。
徳永委員	養殖に関して飼料の内容について十分検討してほしい。
栗生委員	消費者としては、切り身になっているものを製品として見るわけで、製品を買う時までが生産というイメージがある。消費者は養殖魚がいけすから消費者に届くまでの情報が欲しいので、将来的には流通 J A S 規格等で管理してもらいたい。
内藤委員	海外から種苗はどれくらい入っているのか。
稲垣委員	養殖魚の生産量は、ブリとハマチが 1 0 万トンで、ほとんど国産天然種苗。カンパチが 5 万トンあり、9 0 % 以上が中国産種苗。スズキは成長が早い中国スズキが千トンほど養殖されており、種苗はほとんど中国産である。
川畑委員	生産情報公表 J A S と流通 J A S とが別々に規格化されると、消費者としては複雑で理解しにくくなると思うので、生産も管理してあり、流通も管理された一本立ての規格にまとめられる可能性はあるかな。
水田課長	流通 J A S は今般の法律改正で制定できることとなり、こういった規格にするかについてまずは今年度委託調査をする予定である。流通情報公表の規格が出来るとすれば、生産情報の規格と合わせた規格の一本化が可能かどうか検討課題となる。
藤田課長補佐	今回は本日のご意見を踏まえて案を提出する。7 月下旬開催を目標に進めていく。
水田課長	(今回の意見を次回まで整理し、次回で規格案を提示する旨の発言)